



8月7日に開催された令和2年度江津市人権・同和教育講演会に参加しました！
毎年恒例の講演会ですが、今年度は一般社団法人山口県人権・啓発センターの
川口泰司さんのお話を聞きました。

演題：「ネット社会と部落差別」

会場：江津市総合市民センター（ミルキーウェイホール）



★研修から学んだこと・感想・・・

●生い立ち

川口泰司さんは1978年、愛媛県宇和島市の被差別部落で生まれました。小学6年生の時に「ブラック差別」と勘違いして、部落出身という立場を知りショックを受けたが、中学校の時に同和教育に本気で取り組む教師と出会い、部落解放運動を知ることによって、自己の立場に目覚めて活動をスタート。高校時代は市内の部落出身高校生を中心に「高校生友の会」を結成し、初代会長を務めた。この頃は自称「歩く水平社宣言」。自己紹介は「はじめまして、ボク、部落出身です（笑）」

●中学、高校、大学時代

同和教育や解放運動をしていく中で、自分が部落出身だということで揺れているときに、部落外の子も家庭のことや、いろいろなしんどさがある、そのことを本音で語り会って、つながったり、クラスの中でありのままの自分、部落出身ということを分かってもらった上で、自分を出してつきあえていた経験をして、タメエやキレイゴトではない、人間関係の居心地のよさを知った。しかし大学では解放研（部落解放研究会）で部落出身者としてバリバリ活動しているのに、バイト先やサーフィン仲間には、部落出身だということを隠している。差別発言を目の当たりにしても何も言えないことにすごく葛藤した。部落出身者であるということはボクにとって大きな部分を占めているのに、それを隠してる。まさにアイデンティティが引き裂かれるというか、言えへん自分が嫌で仕方がなかった。結局、どこまで隠しても、自分自身にはウソをつけない。いつ自分が部落だとバレるか、ビクビクしながら人間関係をつくっていく方が、ほんととしんどい。隠してしまうことで、部落外の人たちも部落問題を「遠くの話」「自分とは関係のない話」として受け止めてしまう。だから余計に、部落に対する情報はマイナスの情報しか入ってこない。そして無関心になる。でも、自分の友達や知り合いの人が部落の人だと知っていれば、無関心にはならないと思う。少しは自分事として考えてもらえると思う。部落出身ということが問題でなく、そのことを言えなくさせている周囲のまなざしが問題。最初は部落問題に対して無関心であったり、マイナスの出会いをしていてもしかたない。でも、ボクはマイナスのまま終わってほしくない。部落との「プラスの出会い直し」をして欲しいと思っている。

人権情報ネットワーク「ふらっと」より <https://www.jinken.ne.jp/be/meet/kawaguti/index.html#1>

●ネット社会の中で今起きていること

今、部落問題を学ぶ機会が減っている状況の中で、「部落差別はいけない」ということは分かっているけど「部落は怖い」「なんか違う存在」という偏見はまだ残っているのが現実。インターネットの普及によって、SNSや匿名での個人的な画像や動画の投稿などがネットに溢れているが、あからさまな悪意を持って差別する人たちの投稿が、同和教育や解放運動に触れてこなかった人たち、特に若い世代の人たちに広がって、「部落のマイナスイメージ」をそのまま受けとめてしまい、生じた誤解や偏見や新たな差別をまた拡散させてしまうという現実がある。しかしながらそのような無法地帯と化しているネット上の差別事象を取り締まる法制度の整備は遅々として進んでいない。

●鳥取ループ（示現舎）との戦い

「鳥取ループ（ブログ名）のM」は、『同和はタブー』だと思い込んでいる人をおちょくる」ためとして、10年程前から各地の自治体に部落の所在地情報の開示請求をおこない、非開示になると訴訟を繰り返してきた。同時に、ネット上に部落の地名リストや地図、解放同盟員の自宅住所・電話番号・生年月日などの個人情報を出してきてきた。また、「示現舎」という出版社を立ち上げ、同和行政や解放同盟を批判する書籍などを発刊してきた。2016年2月上旬、示現舎は『全国部落調査・復刻版～部落地名総鑑の原点～』を出版・販売するためAmazonで予約受付を開始した。この本は、昭和初期に政府の外郭団体が実施した部落の実態調査の報告書で、全国5300以上の部落の地名・戸数・職業等を記載した非公開の資料の『復刻版』である。多くの人の抗議により、Amazonは取引中止にしたが、解放同盟からの抗議、東京法務局長からの「説示」を受けても、示現舎は出版する姿勢を崩さなかった。さらに、ネット上に同書籍のデータを公開し、拡散を扇動した。そのため、解放同盟は「出版禁止」と「ネット掲載禁止」を求めた裁判を横浜地裁に起こした。裁判所は2016年3月に「出版禁止」、同年4月に「ネット掲載禁止」の仮処分決定を下した。示現舎は「仮処分決定」の取消を求めた異議申立をおこなってきたが、本年3月16日、異議申立は棄却された。「復刻版」は法務省が10年かけて回収・焼却処分した「部落地名総鑑と同種のもの」「復刻版」の出版・ネット掲載は「人格権に対する権利侵害行為である」によって、仮処分決定は妥当であるとの決定が下された。この判決に私も、正直、ほっとした。しかし、個人への権利侵害は認められたが、団体（解放同盟）に対する権利侵害（業務遂行権の侵害）は否認された。この点に関しては、解放同盟も異議申立をおこなう。また、示現舎も全面的に不服として再度、異議申立（「保全抗告」）をしている。

●感想

インターネットは、物理的な時間や距離を越えて人と繋がって、情報や営みや想いを共有することが出来る便利な道具であるが、詐欺による犯罪のように嘘の情報も多数混在しており、自分の目で確かめて慎重な使い方を心がけなければいけないと思った。「いいね」のクリック一つで炎上したり、誤った情報発信の加害者になったりもするので、気を付けて行きたい。